

# 藤井寺市地球にやさしい物品等の調達(グリーン購入)方針

## 1) 目的

本方針は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第10条第1項の規定に基づき、本市がグリーン購入（環境に負荷の少ない物品の購入・リース等）に取り組む上での基本的な考え方を示すことを目的とする。あわせて事務事業の実施に伴う環境負荷の低減、環境配慮型製品の市場拡大への貢献をねらいとして、取り組みを継続的かつ組織的に推進するための具体的な手順を示す。

## 2) 適用範囲

本方針は、市の全ての部署が調達する製品、資材及びサービス（リース、レンタル契約も含む）に適用する。

## 3) 方針

本市全職員は、一人ひとりが環境に配慮した消費者（グリーン・コンシューマー）であるとの自覚を持ち、事務事業においてグリーン購入の推進に努めるほか、自らも様々な機会においてその普及促進に取り組むものとする。さらに、物品等調達は必要最小限（総量の削減）とし、長期間、適正使用に努めるものとする。

なお、物品等の調達にあたっては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」及び次の要件を考慮する。

- ①資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ②資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- ③再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
- ④長時間の使用ができること。
- ⑤修繕や部品の交換・詰め替えが可能であること。
- ⑥再使用が可能であること。
- ⑦廃棄されるときに、処理や処分が容易なこと。
- ⑧再生利用が可能であること。
- ⑨環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ⑩その他、環境への負荷の低減に資することができるものであること。

## 4) 調達実績の公表

グリーン購入の推進状況を把握するため、実績調査を行い、その年度の実績を集計し、年に1回グリーン購入の実績の概要を市ホームページにて公表する。

## 5) 環境に配慮した製品の選択基準

対象品目及びその調達判断基準については、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を踏まえ、「グリーン購入ガイドライン」で定めるものとする。

## 6) 物品等の調達における事務の手順等

すべての物品等の調達は次の手順に従って行う。

### ①環境物品等調達の流れ

物品等を調達する部署においては、以下の項目について検討した上で調達の事務手続きを行い、その結果を「グリーン購入調査票」へ入力し保管する。

- 調達しようとする物品が、特定調達品目に該当するか
- 購入する製品が「グリーン購入ガイドライン」等の判断基準に適合しているか
- 判断基準に適合しない製品を調達せざるを得ない場合の理由は明確か

### ②支出負担行為決議書の起票、リース契約に関する事務手続き

物品等を調達する部署より起票する支出負担行為決議書摘要欄及び起案等に、環境物品等である(G)か否(NG)か(基準に適合しているか否か)を付記する。各部署では所属長が支出負担行為決議書等の決裁にあたり、グリーン購入推進の観点からその妥当性について判断する。

### ③単価契約物品の調達

単価契約物品及び集中管理事務消耗品等指定の際には、各契約担当課において可能な限り基準に適合する環境物品等を選定する。

### ④継続チェック

契約検査課または環境政策課は、必要に応じて各部署からグリーン購入の状況について報告を求め、その内容の妥当性をチェックし、必要と判断される場合には改善を求める。

### ⑤データの取りまとめ及び報告

物品等を調達した部署は、調達件数、数量、調達した製品等について「グリーン購入調査票」により、年度ごとに環境政策課に報告する。

### ⑥予算について

各部署においては、環境物品調達のための予算増額要求はせず、また予算の執行時は調達価格等において十分留意する。

## 7) 方針の見直し

環境物品等について、新しい製品や技術、コストの低減、法令や国の基本方針等の情報を常に収集し、その内容を全部署の共通情報として周知する（担当：環境政策課）。

最新の情報をもとに、本方針及び品目等の削減・追加について、関係部署において協議のうえ改訂するものとする。

## 8) 附則

本方針は、平成 15 年 4 月 1 日より実施する。

平成 16 年 4 月 1 日 別紙 1 「グリーン購入の目標」に目標数値を設定する。

別紙 2 「グリーン購入ガイドライン」に品目を追加する。

本方針は、平成 31 年 4 月 1 日 より実施する。